

新規公開外国投資信託受益証券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

大和証券株式会社

この書面には、新たに外国金融商品取引所に上場される投資信託受益証券（以下「新規公開外国投資信託受益証券」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開外国投資信託受益証券のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開外国投資信託受益証券は、特定の事業や資産への投資の成果を投資家に還元することを目的とした商品です。運用の目的となる事業の収益力の変動や資産価格の変化、有価証券市場の相場、金利、為替相場及び経済状態の変動等あるいは発行者等の財務状態の悪化や外部評価の変化等により、価格が変動すること等による損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券を購入する場合は、購入対価をお支払いいただくとともに、外国金融商品取引所等における手数料及び公租公課その他の賦課金等をお支払いいただく場合があります。(※1)
- ・ 購入にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券のお取引にあたっては、株式（投資信託受益証券を含みます。）相場、為替相場等の変動や、運用の目的となる事業の収益力の変動や資産（※2）価格の変化等により、上場後の新規公開外国投資信託受益証券の価格が変動すること等による損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開外国投資信託受益証券のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い上場後の新規公開外国投資信託受益証券の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券の発行者又は保証会社等の業務又は財産の状況に変化が生じた場合や、運用の目的となる事業の運営者や資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開外国投資信託受益証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い上場後の新規公開外国投資信託受益証券の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の帰属する国・地域の政治・経済状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券の発行者又は保証会社等の帰属する国・地域、又は発行先となる国・地域（取引される市場の帰属する国・地域）、それぞれの政治・経済状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、上場後の新規公開外国投資信託受益証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、取引が停止されるおそれがあります。なお、新興国については、先進国に比べ、上記のリスクはより高いと言えます。

新規公開外国投資信託受益証券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

- ※ 1 現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 2 運用の目的となる資産が、信託受益権、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な運用資産を含みます。

新規公開外国投資信託受益証券に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開外国投資信託受益証券のお取引については、以下によります。

- ・ 新規公開外国投資信託受益証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開外国投資信託受益証券の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開外国投資信託受益証券の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の外国投資信託受益証券に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場外国投資信託受益証券の課税は、以下によります。

- ・ 上場外国投資信託受益証券の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場外国投資信託受益証券の分配金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場外国投資信託受益証券の分配金、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場外国投資信託受益証券の課税は、以下によります。

- 上場外国投資信託受益証券の譲渡による利益及び分配金については、原則として、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係わらず、上場外国投資信託受益証券の分配金については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開外国投資信託受益証券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座及び外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- ご注文いただいた新規公開外国投資信託受益証券のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 108 号
本社所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 S T O 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 FINMAC(連絡先:0120-64-5005) を利用いただけます。
資本金	1,000 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成 11 年 4 月 26 日
連絡先	大和証券コンタクトセンター(0120-010101)又はお取扱窓口までお問合せください。なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター(0120-050505)までお問合せください。 また、お客様相談センター(03-5555-2222)では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。